

大倉岳高原スキー場

第4リフト建設工事

特記仕様書

平成30年5月

小松市

# 第1章 一般事項

(適用)

第1条 本特記仕様書は、大倉岳高原第4リフトを架け替えするにあたり、一般社団法人日本索道工業会会員に対し、独立行政法人交通安全環境研究所の検査済製品を使用することを前提に、その仕様を定めたものである。

(工事場所)

第2条 工事場所は次のとおりとする。  
石川県小松市 尾小屋町地内 大倉岳高原スキー場

(適用規格)

第3条 この仕様書に記載のない事項については次の規格等に従うものとする。

- (1) 鉄道事業法で定める運輸省令第16号索道施設に関する技術上の基準を定める省令
- (2) 日本工業規格 (JIS)
- (3) 石川県土木工事標準仕様書
- (4) 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)
- (5) 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)
- (6) 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)
- (7) 電気設備技術基準
- (8) 日本電気工業会標準規格 (JEM)
- (9) 日本電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (10) その他関連法規

(積雪条件)

第4条 本設備は次の積雪条件等に充分耐えるものとする。  
積雪 平均 2.0m

(設備仕様)

第5条 本設備の仕様は次のとおりとする。

- (1) 形 式 単線固定循環式特殊索道
- (2) 輸 送 力 1200人/時以上
- (3) 運 転 速 度 2.3m/s  
可変速 (三段階切替スイッチ式および  
2.3m/s ~ 0.5m/s ボリューム式可変速)
- (4) 搬 器 間 隔 各社設計による
- (5) 乗 車 上り線のみ利用 冬季利用
- (6) 搬 器 個 数 各社設計による

(7) 回 転 方 向 各社設計による

(工事内容)

第6条

工事内容は次のとおりとする。

- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (1) 支柱製作および据付工事                 | 一式 |
| (2) 索条および搬器製作ならびに据付工事           | 一式 |
| (3) 原動緊張機器製作および据付工事             | 一式 |
| (4) 折返機器製作および据付工事               | 一式 |
| (5) 信号保安通信設備および据付工事             | 一式 |
| (6) 配管配線設備および据付工事 (二次側)         | 一式 |
| (7) 機器総合調整試験                    | 一式 |
| (8) 支柱および各装置基礎工事                | 一式 |
| (9) 運転室、監視室各1棟の建設工事 (室内照明工事を含む) | 一式 |
| (10) 工事における重機道等の整地              | 一式 |
| (11) 一次側電源工事および停留場照明設備工事        | 一式 |
| (12) 既設リフト撤去工事 (第4リフト)          | 一式 |
| (13) ナイター照明用非常用電源装置移設工事         | 一式 |
| (14) 連絡コース造成工事                  | 一式 |
| (15) ホットハウス改善工事                 | 一式 |
| (16) 実施設計および索道事業許可申請書作成業務       | 一式 |

その他

- (1) 鉄道事業法第10条で定める指定検査機関の合格をもって引き継ぐ。
- (2) 下請け契約を締結する場合は契約相手方を小松市に本店を有する者の中から選定するよう努めること。

## 第2章 機器仕様

(支柱および支柱鋼構造物)

第7条 各支柱および支柱金物は次のとおりとする。

(1) 支柱

数量 各社設計による  
構造 円形鋼管構造  
塗装 塗装仕上げ

(2) 支柱上金物構造物

数量 上記支柱数と同等  
アーム 各社設計による 亜鉛メッキ仕上げ  
索輪 アルミ+硬質合成ゴム  
付属品 点検タラップ、手すり、脱索受、吊りわく  
その他必要なもの 亜鉛メッキ仕上げ

(3) 支柱銘板

数量 支柱数と同数  
仕様 マグネット式

(4) 支柱注意看板

数量 全支柱数の2/3  
仕様 マグネット式

(索条)

第8条 支えい索は次のとおりとする。

数量 各社設計による  
直径 各社設計による  
スプライス ロープ径×1200倍以上  
その他 東京製綱(株)またはテザック(株)製とする  
※救助ポールが使用可能な高さとする

(原動緊張装置)

第9条 原動所における各機器は次のとおりとする。

(1) 形式 山麓にて原動および緊張  
(2) 主要鋼構造物 フレーム、脚  
(3) 塗装 塗装仕上げ  
(4) 減速機 各社設計による  
(5) 常用制動機 各社設計による  
(6) 非常用制動機 各社設計による  
(7) 緊張装置 油圧式  
(8) 原動滑車 各社設計による

(9) 予備エンジン ディーゼルエンジン

(折返装置)

第10条 折返装置は次のとおりとする。

- (1) 形 式 山頂にて折返
- (2) 主要鋼構造物 フレーム、フレーム前後脚
- (3) 塗 装 塗装仕上げ
- (4) 折 返 滑 車 各社設計による

(二次側電気)

第11条 電気設備は次のとおりとする。

- (1) 工事範囲 運転室内に据え付ける制御盤二次側端子から負荷側一切
- (2) 制御方式 可変速制御（二次抵抗式を除く）
- (3) 電 動 機
  - 数 量 1台
  - 形 式 直流電動機または三相誘導電動機
  - 出 力 各社設計による
  - 電 圧 440V
- (4) そ の 他

原 動 緊 張 制 御 盤 (自立型)	1 式
運 転 盤 (故障表示モニター付)	1 面
監 視 盤 (デスク型)	2 面
操 作 ス タ ン ド (減速装置、常用停止、非常停止)	起点 1台
	終点 1台
高調波またはノイズ対策	1 式

(搬 器)

第12条 搬器および握索機は次のとおりとする。

- (1) 搬 器
  - 数 量 各社設計による
  - 形 式 各社設計による
  - 椅 子 セーフティバー・ウォームシート付
  - その他 サスペンダーおよび搬器フレーム亜鉛メッキ仕上げ
- (2) 握索機
  - 数 量 各社設計による
  - 形 式 各社設計による

(信号保安、通信設備)

第13条 各必要箇所を設置する信号保安、通信設備は次のとおりとする。

- (1) 脱索検出器
  - 数 量 全支柱 (実線、空線共)

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 仕 様               | 各社設計による（防水、防雪、耐震）                             |
| (2) 乗車規制装置        | (山麓)  |
| 数 量               | 1組  |
| 仕 様               | 信号灯、音声アンプ付属                                   |
| (3) 風速計           |   |
| 数 量               | 1組  |
| 構成器具              | 発信器、指示器                                       |
| 仕 様               | 発電式瞬間指示型、2段警報付、三杯型、検定付                        |
| (4) 電話機           |   |
| 数 量               | 3台  |
| 設置場所              | 運転室、監視室、機械室                                   |
| 仕 様               | 音声呼出式   |
| (5) 運転予鈴          |   |
| 数 量               | 3個  |
| 設置場所              | 乗場、機械室、降場                                     |
| 仕 様               | スピーカー一体型                                      |
| (6) 信号箱           |   |
| 数 量               | 2個  |
| 設置場所              | 乗場、降場   |
| 仕 様               | ベル内蔵型   |
| (7) 通信ケーブル        |   |
| 数 量               | 各社設計による<br>予備線（シールド2mm <sup>2</sup> ×2Cを含むこと） |
| 仕 様               | 自己支持型 ヘリカルヒョウタンケーブル                           |
| (8) その他検出装置ほか保安装置 |   |
|                   | 加速度検出   |
|                   | 過負荷検出   |
|                   | 逆転検出  |
|                   | 過伸・過張力検出                                      |
| (9) 看 板           |   |
|                   | 乗車位置、降車位置、待機位置、乗降車方法案内板等<br>必要看板              |

(建 物)

第14条 本リフトに付属する建物は次のとおりとする。

運 転 室  
監 視 室

(工具等)

第15条 本リフトの検査、保守、整備点検にかかる用具、工具および予備部品は次のとおりと

する。

- (1) 標準工具 一式
- (2) 制御予備部品 一式
- (3) 搬器荷重 一式

(工事の除外)

第 16 条 本リフトにおける工事の除外は次のとおりとする。

- (1) 場内施設の移動および付替工事
- (2) 各建物の放送設備
- (3) 用地費、踏荒補償費及び補修費、その他一切の補償費
- (4) 索道施設検査手数料

(一次側電源設備、照明設備改修)

第 17 条 一次側電源設備、照明設備改修は次のとおりとする。

- (1) 一次側電源工事
  - 動力電源工事
  - 電灯電源工事 (山頂・山麓)
  - その他各社設計による
- (2) 照明設備改修
  - 停留場照明設備 各社設計による

(その他)

第 18 条 VE、保守管理性の向上、性能の向上など利用者・管理者の利益、快適性に寄与できるものを積極的に提案すること。

契約後、設計においては、段階的に小松市及び施設管理者、スキー協会等との協議会を実施すること。